

デマンド型タクシー（穂北地区）運行事業者の募集について

1. 趣旨

西都市では、交通空白・不便地域での移動手段の確保を図ることを目的として、一部地域においてデマンド型タクシーの運行しています。

デマンド型タクシーの運行を委託している事業者との契約が令和5年9月末をもって満了することから、あらためてデマンド型タクシーを運行する一般乗合旅客事業者を募集します。

2. 委託業務内容

国土交通省への一般乗合旅客運送事業の許可及び認可等の申請を始めとするデマンド型タクシーの運行に関する全ての業務とします。

- ・タクシー車両の確保及び整備管理業務
- ・タクシー運行に係る運転・運行管理業務
- ・タクシー車両保管業務
- ・本業務の実施状況、運賃収入、各便における乗降客に関する報告等
- ・運行日前日5時までの予約受付業務

3. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- (1) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者
- (2) 西都市内に本社、支店、営業所等（運行管理者及び整備管理者が常駐する。以下同じ。）を有する者又は運行開始までに西都市内に本社、支店、営業所等を有することが確実である者

4. 運行に係る仕様等

道路運送法等の関係法令を遵守するとともに、運行に係る仕様等については次のとおりとします。また別紙1もご参照ください。

- (1) 運行方法

利用対象区域と目的地域とをあらかじめ決められた時間帯で乗車場所から降車場所まで予約に応じて運行します。この場合、予約状況に応じた最適な運行経路及び順序で運行を行います。なお、利用対象区域内又は目的地域内での利用は不可とします。

(2) 利用対象区域と乗降場所

利用対象区域は、西都市市政連絡区長設置規則（昭和 38 年西都市規則第 3 号）に規定する、妻 27 区、穂北 7 区・9 区・10 区・11 区とし、乗降場所は利用者が事前に登録した自宅又は自宅周辺の場所及び利用対象区域内の施設等とします。

(3) 目的地域と乗降場所

目的地域は、妻地区及び穂北支所周辺とし、乗降場所は目的地域内の別に定める施設等とします。ただし、運行後の利用者の要望等により、業務委託期間内に乗降場所の追加が生じることがあります。

(4) 運行日

運行日は、月曜、水曜、木曜、土曜とし、祝日は運休とします。

(5) 運行便数及び運行時間帯

運行便数は 1 日 3 往復の計 6 便とし、運行時間帯は以下のとおりとしますが、事情に応じて一定の変更は可能であり、最終的な運行時間帯は協議により定めま

利用対象区域から目的区域	目的区域から利用対象区域
8 時から 9 時まで	11 時から 12 時まで
9 時から 10 時まで	12 時から 13 時まで
13 時から 14 時まで	15 時から 16 時まで

(6) 利用者

利用者は、利用対象区域内の住民に限定はしませんが、事前に利用者登録が必要です。

(7) 運賃

運賃は、乗降する区域に応じた定額運賃を想定しておりますが、事業者と協議して定めます。なお、70 歳以上の高齢者については、1 乗車当たりの運賃が

上限 200 円となる敬老バスカード事業を適用します。運行事業者は、当該事業に関して、別途市と委託契約を締結する必要があります。

(8) 使用車両

原則、小型タクシーの車両を指定しますが、10 人乗り程度のジャンボタクシーでも可とします。

(9) 業務委託期間（運行期間）

業務委託期間は、2023年10月1日から2024年9月30日までの1年間とします。

5. 提出書類等について

(1) 提出書類

①デマンド型タクシー運行提案書

②運行計画予定表

③見積書

・税込みで記入してください。

・見積書の宛先は「西都市長 橋田和実」とし、見積金額は運行経費（運行実費）を記入してください（運賃収入を差し引いた欠損額を記入しない）。

・別紙2の見積金額計算表に従い見積金額を算出してください

④使用予定車両のカタログ及びその装備等が分かる資料

(2) 提出部数

4部(正本1部、副本3部)

(3) 提出期限

令和5年5月19日(金) 午後5時必着(郵送可)

(4) 提出先、問合せ先

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市総合政策課

電話：0983-35-3866、FAX：0983-43-3654

mail：kikaku@city.saito.lg.jp

6. 運行事業者の選定等

予算の範囲内において、見積金額のほか、提出資料等を参考に総合的に評価を行い、選定します。審査は、原則として提出書類により行いますが、必要に応じてヒアリング等を行います。審査結果は6月上旬までに、文書にて連絡します。

7. 注意事項

- (1) 提出書類の作成に係る一切の費用は各社負担とします。
- (2) 運賃・料金の設定及び使用車両等については、地域公共交通会議において関係者等の合意を得る必要があるため、提案された事業内容に変更が生じる場合もありますのでご了承ください。
- (3) 委託業務に係る委託料は、運行経費から運賃収入及び敬老バス事業委託料を差し引いた金額を1月ごとに支払うものとします。
- (4) デマンド型タクシーの運行は、「地域公共交通確保維持改善事業」として、国庫補助を受けることを前提としておりますが、選定された運行事業者が補助対象事業者となります。従いまして、補助金の交付を受けるための申請手続等は、運行事業者が行うこととなります。手続きは補助対象期間（10月1日から翌年9月30日までの1年間）の運行終了後に実施しますが、運行事業者へ納入された補助金は支払済の委託料と精算する予定としています。精算方法については、別途協議します。
- (5) 委託期間中に運行回数及び運行時間等の変更や地域公共交通確保維持改善事業の変更等に伴い、委託契約金額の変更が生じる場合には、今回の提出書類をもとに契約金額の変更を行います。